

議案第3号 健全化計画（案）の策定について

理事 事務長 係長 係
平成22年12月10日

東日本硝子業
厚生年金基金理事長 殿

関東信越厚生局健康福祉部年金課長

厚生年金保険法第七十八条の二に基づく指定基金の指定について

貴基金におかれましては、厚生年金保険法第七十八条の二に基づく指定基金に指定されたので、指定書を送付いたします。

なお、指定に伴い作成する「健全化計画書」につきましては、代議員会会議録を添えて、平成23年2月28日までに当課あてに2部提出されますようお願いします。

**3事業年度連続で純資産が最低
責任準備金の90%を下回った**

**→指定基金の指定(平成22年12月8日)
(12月末までにクリアすれば指定解除)**

→No

→健全化計画の策定(2月末まで)

年 月

198

大

厚生労働省発年1208第2号

東日本硝子業厚生年金基金理事長 殿

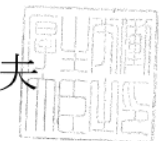
厚生年金保険法第七十八条の二に基づく指定基金の指定について

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第七十八条の二の規定に基づき、貴厚生年金基金を指定基金として指定する。

平成22年12月 8日

厚生労働大臣

細川 律夫



基金番号：449

基金名：東日本硝子業厚生年金基金

設立年月日：昭和44年1月1日

設立形態：総合型

「健全化計画書」（抜粋）

4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し

年度	企業数・事業所数	加入員数	受給者数	収入計					支出計				収支残	年度末積立金(A)	最低責任準備金(B)	割合(A/B)	運用利回り(%)		
				掛金収入	運用収入	受換金	政府負担金	その他	年金給付	一時金給付	移換金	その他							
	カ所	人	人	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
9年度末	308	10,522	4,002	2,485	2,007	247	10	169	52	1,575	1,220	0	230	125	910	28,230	27,222	103%	0.45%
10年度末	307	10,204	4,166	2,812	1,992	579	14	176	51	1,884	1,442	0	305	137	928	29,160	28,874	100%	1.57%
11年度末	302	9,831	4,402	6,253	2,065	3,943	12	181	52	2,222	1,540	0	528	154	4,031	33,191	30,130	110%	12.38%
12年度末	290	9,656	4,588	△956	1,964	△3,155	11	193	31	2,174	1,727	0	290	157	△3,130	30,060	31,222	96%	△9.93%
13年度末	277	9,226	4,802	928	1,874	△1,187	9	201	31	2,352	1,890	0	311	151	△1,424	28,636	32,048	89%	△4.43%
14年度末	267	8,989	4,949	△1,249	2,076	△3,557	5	196	31	2,400	1,997	0	261	142	△3,649	24,987	32,694	76%	△12.87%
15年度末	261	8,781	5,188	5,598	2,068	3,300	12	218	0	2,652	2,312	0	216	124	2,946	27,933	32,660	85%	12.69%
16年度末	251	7,808	5,391	4,667	3,306	1,173	10	178	0	2,881	2,202	0	535	144	1,786	29,719	32,131	92%	3.68%
17年度末	248	7,746	5,546	7,957	1,992	5,763	6	196	0	2,864	2,502	0	220	142	5,093	34,811	32,963	105%	18.99%
18年度末	245	7,498	5,471	4,537	2,086	2,290	0	160	1	2,722	2,356	0	216	150	1,815	36,627	33,487	109%	6.18%
19年度末	241	7,406	5,619	△3,364	2,146	△5,699	0	189	0	3,026	2,680	0	203	143	△6,390	30,237	34,621	87%	△16.10%
20年度末	240	7,209	5,750	△4,380	2,076	△6,646	0	190	0	3,342	2,793	0	219	330	△7,722	22,515	34,174	65%	△22.74%
21年度末	237	7,224	5,984	6,816	1,932	4,686	0	198	0	3,296	2,988	0	167	141	3,520	26,035	31,580	82%	20.56%
22年度末	232	6,903	6,214	3,574	1,972	1,402	0	200	0	3,269	3,102	0	167	0	305	26,340	29,495	89%	5.50%
23年度末	232	7,088	6,322	3,601	1,983	1,416	0	202	0	3,375	3,208	0	167	0	226	26,566	30,074	88%	5.50%
24年度末	232	7,093	6,442	3,621	1,994	1,426	0	201	0	3,488	3,320	0	168	0	133	26,699	29,246	91%	5.50%
25年度末	232	7,129	6,404	3,627	2,002	1,433	0	192	0	3,508	3,331	0	177	0	119	26,818	28,381	94%	5.50%
26年度末	232	7,146	6,486	3,636	2,009	1,437	0	190	0	3,607	3,418	0	189	0	29	26,847	27,425	97%	5.50%
27年度末	232	7,170	6,523	3,638	2,015	1,437	0	186	0	3,671	3,481	0	190	0	△33	26,814	26,403	101%	5.50%

注1：平成9年度末以降から作成すること。

注2：年度末積立金は純資産額とすること。

注3：将来見通し作成に係る脱退率等基礎率は直近の財政再計算のものを使用する。

注4：利回りの前提は、最低責任準備金については年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りについての直近の過去五事業年度の実績の平均又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれかを、運用収入については、基金の財政運営上の予定利率を上回らないものとする。 (但し、直近決算の翌年度の運用収入については、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。)

基金番号：449

基金名：東日本硝子業厚生年金基金

設立年月日：昭和44年1月1日

設立形態：総合型

(2) 財政の健全化の目標

財政の健全化の目標

- ・平成27年度末までに、純資産が最低責任準備金の90%を上回る水準まで、積立水準を回復させることを目標とする。

健全化の基本方針

- ・現行のままで平成27年度までに上記目標に達することが見込まれるため、現行の財政運営を継続して行う。

平成17年に給付減額は実施済みであり、積立水準も5年以内に回復する見込みで、この健全化計画による掛金の引上げは不要

別添様式4

四半期健全化計画実施報告書

基金番号：
基金名：
設立年月日：
設立形態：

1. 積立金の状況 (金額単位：百万円)

平成 年 月 末現在	純資産 (A)	最低責任準備金 (B)	割合 (A/B)

2. 具体的改善措置に係る状況

事項	項目	実施状況
① 給付設計に関する事項		
② 適用に関する事項		
③ 負担に関する事項		
④ 業務に関する事項		
⑤ その他		

3. その他、特に報告すべき事項

別添様式5

健全化計画実施年次報告書

基金番号：
基金名：
設立年月日：
設立形態：

1. 具体的改善措置に係る状況及び今後の見通し

事項	項目	実施状況及び今後の見通し
① 給付設計に関する事項		
② 適用に関する事項		
③ 負担に関する事項		
④ 業務に関する事項		
⑤ その他		

2. その他、特に報告すべき事項

※指定基金は、健全化計画中、その実施状況について、四半期ごとに実施報告書の提出する必要。また、決算時には年次報告書も必要。

→決算の結果によっては、見直しの可能性もあります。

決算において純資産が最低責任準備金の90%を確保できる場合、指定基金は解除されます。

平成22年度指定基金(都道府県別)

都道府県	厚生年金基金名	都道府県	厚生年金基金名		
1	北海道	北海道石油業	26	長野県	甲信越印刷工業
2	北海道	北海道トラック	27	長野県	長野県建設業
3	秋田県	秋田県建設業	28	岐阜県	岐阜県繊維工業
4	福島県	常磐交通	29	静岡県	静岡県中部機械工業
5	千葉県	千葉県機械金属	30		高砂殿グループ
6		全国警備業	31	愛知県	中部電気工事業
7		全国塗装	32	愛知県	名古屋乗用自動車
8		全国マーガリン製造	33		尾西毛織
9		全日本バルブ	34		京都機械金属
10		東京貨物運送	35	京都府	京都府トラック事業
11		東京港	36		京滋石油
12		東京写真製版	37		大阪菓子
13		東京都家具	38		大阪港
14	東京都	東京都自動車整備	39	大阪府	大阪府貨物運送
15		東京都鉄二	40		大鋼連
16		東京皮革産業	41		西日本自転車
17		日本界面活性剤工業	42		尼崎機械金属
18		日本建設工事業	43	兵庫県	兵庫印刷工業
19		日本ハム・ソーセージ工業	44	兵庫県	兵庫県トラック運輸
20		東日本硝子業	45		兵庫ゴム工業
21		東日本段ボール	46	岡山県	岡山県被服
22		東日本ニット	47	山口県	山口県建設業
23		神奈川県貨物自動車	48	山口県	山口県トラック
24	神奈川県	神奈川県乗用自動車			
25		神奈川県鉄鋼産業			

厚生年金基金における指定基金制度について

目的

積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画(健全化計画)を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。(平成17年度から実施)

指定基金の指定

3事業年度の決算において連続して、純資産額が、解散した場合に返さなければならない額の9割を下回った基金は、該当した翌年度に、厚生労働大臣が「指定基金」に指定。

※ ただし、指定年度の12月時点で、純資産額が、解散した場合に返さなければならない額の9割が確保されると見込まれる基金は指定から除外。

健全化計画の作成

指定基金は、健全化計画を作成し、指定年度の2月末日までに提出。健全化計画には、下記の事項を記載。

- ・基金の事業及び財産の現状
- ・財政の健全化の目標
- ・目標達成のために必要な具体的措置
- ・措置に伴う財政の見通し

健全化計画の承認

厚生労働大臣は指定年度の3月末日までに当該計画を承認。

実施状況報告の提出

指定基金は、健全化計画期間中、その実施状況について、四半期毎に実施報告書を提出。

過去の指定の状況

- 平成17年度に指定した基金(20基金)
- 平成18年度に指定した基金(1基金)
- 平成19年度、20年度に新規指定基金無し。



これまで21基金が指定されたが、その後、必要な年金資産が回復して解除されたことなどから、継続指定されているのは3基金である。